

第 20 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第41号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

専第 41 号

令和6年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 874,180,430千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月23日専決

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金		千円	千円	千円
		4,094,660	84,732	4,179,392
	1 繰越金	4,094,660	84,732	4,179,392
歳 入 合 計		874,095,698	84,732	874,180,430

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 警 察 費		千円	千円	千円
		44,168,421	84,732	44,253,153
	1 警察管理費	38,949,388	84,732	39,034,120
歳 出 合 計		874,095,698	84,732	874,180,430